配合飼料価格安定制度における輸入原料価格及び補填金について

＜令和5年度第3四半期（10−12月期）＞

○通常補填及び異常補填に係る輸入原料価格及び限度額

（円/トン）

	平均 輸入原料価格 （P）	基準 輸入原料価格 （Ps）	差額 （P−Ps）	通常補填単価	異常補填単価
	令和5年10月～12月	令和4年10月～ 令和5年9月			
令和5年度 第3四半期 （10−12月期）	51,249	57,074	▲ 5,825	0	0

（参考）補填金の限度額

- 平均輸入原料価格（P)が基準輸入原料価格（Ps)を超える場合に、上回った額を限度（総補填額）として、補填が発動。
- 平均輸入原料価格（P）が基準輸入原料価格（Ps)の115%を超える場合に、上回った額を限度として異常補填が発動。
- 異常補填が発動する場合、総補填額から異常補填額を差し引いた額が通常補填額。

○緊急補填（新たな特例）に係る輸入原料価格及び補填単価

（円/トン）

	平均 輸入原料価格 （P）	緊急補填における 基準 輸入原料価格 （Ps”）	差額 （P−Ps”）	前四半期 補填単価	緊急補填単価 の上限 （前四半期補填 単価の3/4）	緊急補填単価
	令和5年10月～12月	令和3年4月～ 令和5年9月				
令和5年度 第3四半期 （10−12月期）	51,249	50,185	1,064	5,250	3,938	1,050

（参考）緊急補填の補填額

- 発動条件：2年以上制度の補填が連続して発動後、当該四半期に異常補填が発動しない　等
- 補填単価：輸入原料価格の当該四半期と直前2.5年間の平均価格との差額
- 発動期間：連続3四半期まで。ただし、輸入原料価格が前期から10%超の下落等により終了。

（注1） 輸入原料は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料。

（注2）各輸入原料価格（P、Ps、Ps”）は、対象期間における輸入原料価格及び原料使用量から算定。

（算定資料：財務省「貿易統計」、（公社）配合飼料供給安定機構「飼料月報」）